

二国間クレジット制度(JCM) ～これまでに寄せられた質問への回答～

公開日：令和 7 年 7 月 10 日

目次

- 【1. JCM 制度全般】
- 【2. プロジェクトサイクル】
- 【3. パリ協定第 6 条対応】
- 【4. クレジット発行後の活用】

【1. JCM 制度全般】

<基本情報>

Q1-1:	JCM はいつまで続くことが想定されるか。
A1-1:	JCM の実施期間は、日本と各パートナー国との二国間文書により決められており、パートナー国によって JCM の実施期間を 2030 年までとしている場合と実施期間を設けていない場合があります。二国間文書はパリ協定第 6 条に関する締約国会議(COP)の決定や各国の意向等を考慮しながら更新されており、実施期間が 2030 年までとしているパートナー国については、2031 年以降も JCM を継続するよう文書の改訂や必要な調整を行っていきます。 JCM の実施に関して、日本政府は 2035 年度および 2040 年度における温室効果ガス排出削減目標を定めた新たな「日本の NDC(国が決定する貢献)」(2025 年 2 月 18 日 UNFCCC 提出)において、パリ協定第 6 条に基づく任意の協力の取組として、JCM の構築・実施を通じて、官民連携で 2030 年度までの累積で 1 億 t-CO₂ 程度、2040 年度までの累積で 2 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を確保することを目指しています。なお、2041 年度以降の JCM の扱いについては、今後の GHG 削減目標とその対策・施策に関する議論において検討される予定です。

<政策>

Q1-2:	日本の NDC が定める 2030 年、2035 年および 2040 年の各 GHG 削減目標において、JCM の実施により実現した GHG 削減・吸収量から日本が獲得した JCM クレジットは、目標達成のために計上されるのか。
A1-2:	NDC 目標の達成に向けて、国内における温室効果ガスの排出削減・吸収等に関するあらゆる対策・施策を実施することに加えて、日本が獲得した JCM クレジットについても、パリ協定第 6 条のルールに沿って NDC の達成のために計上されます。

Q1-3:	日本国内の事業者が取得・保有する JCM クレジットについて、日本の NDC の 2030 年目標に計上するにはいつまでに JCM クレジットを無効化すれば良いか？また、JCM クレジットを取消した場合は日本の NDC には計上されないのか。
A1-3:	パートナー国から日本へ国際移転された JCM クレジットは、パリ協定第 6 条 2 項における相当調整のルールに沿って、日本の NDC 目標達成への計上(GHG 排出量からの減算)およびパートナー国の NDC 目標達成における GHG 排出量への加算が行われます。NDC の 2030 年目標達成への計上は、JCM クレジットの無効化により可能となるため、2030 年度排出量を報告対象に含む日本の第 5 次隔年透明性報告書(BTR5)の作成・提出までに JCM クレジットを無効化する必要があります。BTR5 の UNFCCC への提出期限は 2032 年 12 月 31 日となっています。また、報告対象となる JCM クレジットは、2021 年度～2030 年度の期間に GHG 排出・吸収が行われたものとなります(注:クレジット発行年ではありません)。

	また、JCM クレジットを取り消した場合は、日本の NDC 目標達成には計上されません。 (※JCM クレジットの無効化と取消については QA4-1 を参照してください。)
Q1-4:	2030 年の NDC 目標に対して、JCM クレジットは 2030 年に一括して計上されるのか、それとも年毎に計上されるのか。
A1-4:	パリ協定第 6 条 2 項の決定では、国によって NDC に単年目標または複数年目標などの違いがあることから、いくつかの相当調整の方法を定めており、各国が選択することになっています。日本を含めて単年目標を持つ国の場合は、①暫定的な複数年目標を設定し毎年相当調整を行う方法(トラジェクトリー法)、または②NDC 対象期間の ITMOs の年間平均量を求めて目標年に相当調整を行う方法(平均法)のどちらかを選択しますが、日本は平均法を選択しました。具体的には、2030 年目標に対して、対象期間である 2021 年～2030 年の 10 年間に無効化した JCM クレジット(ITMOs)を 10 で除した値を計上(GHG 排出量から減算)できます。
Q1-5:	JCM の実施を通じて日本企業にどのように裨益するのか。
A1-5:	事業者の JCM への関わり方によって、様々な裨益が想定されます。例えば、JCM プロジェクトを実施するプロジェクト参加者の立場では、JCM を通じた海外での脱炭素投資を実施、獲得した JCM クレジットの国内での売却、またクレジット売却益によるプロジェクトの収益性の向上等を通じた海外事業展開の円滑化、などにつながります。JCM クレジットを活用する立場では、温室効果ガス算定報告公表(SHK)制度、国内排出量取引制度における GHG 削減義務の達成や自主的なカーボン・オフセットの取組に JCM クレジットを用いることができます。
Q1-6:	JCM で対象となる技術・プロジェクトに制約はあるのか。
A1-6:	現状、JCM では対象とする技術やプロジェクトタイプに関する一律的な制約は設けていません。ただし、パートナー国によって、JCM を含むパリ協定第 6 条の取組の対象となる適格プロジェクトタイプや要件を定めている場合もあります。また、森林分野や CCS など、対象分野によっては分野別のガイドラインが策定される場合があり、その場合はガイドラインが採択後に、その内容を踏まえた方法論の承認およびプロジェクトの登録を行うことが可能となります。 なお、パートナー国の GHG インベントリの整備状況によっては、対象となる技術の適用による削減量がインベントリに反映されない場合がありますので、プロジェクト実施予定者はパートナー国に予め確認をすることをお勧めします。
Q1-7:	化石燃料を用いた火力発電への水素・アンモニア混焼、CCUS、原子力、石炭火力発電所の早期廃止などの事業は、JCM の対象となるか。
A1-7:	現状、JCM では対象とする技術やプロジェクトタイプに関する一律的な制約は設けていません。ご質問に挙げられているような技術や取組が JCM プロジェクトとなるかどうかは、具体的なプロジェクトの設計や実施計画、方法論、パートナー国との合意に依存します。
Q1-8:	JCM の環境十全性や透明性はどのように確保されているか。
A1-8:	JCM は後に採択されたパリ協定の第 6 条 2 項に整合するように更新されています。パリ協定第 6 条 2 項では、持続可能な開発の促進、環境十全性および透明性を確保することが必要とされており、JCM はパリ協定第 6 条 2 項のルールに沿って設計・運用されています。 具体的には、JCM の方法論は第 6 条 2 項の要件に沿って、保守的に算定した GHG 削減・吸収量(緩和成果)を JCM クレジットとして発行し、JCM クレジットの移転に伴う相当調整を適用することで環境十全性を確保しています(※保守的な算定のためのリファレンス排出量の設定等については、QA2-12 を参照ください)。また、JCM プロジェクトの妥当

	性および GHG 削減・吸収量の確からしさを確認するために、第三者機関による妥当性確認・検証が行われます。第三者機関は、妥当性確認又は検証を行う機関に対する要求事項である ISO14065 の認定を取得している機関です。さらに、採択された二国間文書やルール・ガイドライン等はすべて JCM ウェブサイトにて公開し、JCM クレジットの発行、移転、無効化などは登録簿システムにより管理され、適宜情報公開することで、透明性を確保しています。
--	--

Q1-9:	JCM プロジェクトの実施において、パートナー国の周辺住民の理解、事業に関する人権、環境保全等をどのように確保しているか。
A1-9:	JCM プロジェクト参加者は、JCM プロジェクトに関わる地方政府、企業、地域住民などのステークホルダーを対象としたローカルステークホルダーコンサルテーション(LSC)を開催し、その内容と結果を PDD に記載することが求められます。特に、多数の農家がプロジェクトに参画する農業案件の場合、現地農家をはじめとした地元農業への裨益を強く求められるので重点的に PIN や PDD に記載することが必要です。 また、現在、パートナー国との間で新たな JCM の実施ルール等の採択を順次進めており、JCM が持続可能な開発に貢献する取組であることを明確化するための計画・報告についての記載に関する規定を導入しています。具体的には、先住民・地域住民等の権利への配慮や環境保全等に関する実施計画と実施報告を求め、それらを両国の政府代表から構成される合同委員会で確認することとしています。森林分野については、別途、セーフガードに関する計画書及び報告書の提出が必要になります。

<パートナー国>

Q1-10:	今後、パートナー国を更に拡大する予定はあるか。
A1-10:	2025 年 6 月現在、日本政府は 30 か国との間で JCM に関する協力文書に署名しています。 二国間文書の締結に関する調整は、具体的な案件の調整状況、当該国の GHG 削減目標や政策のパリ協定目標との整合の程度、当該国の JCM への理解の度合いや実施能力などを総合的に判断しながら行われています。パートナー国が更に増える可能性もあります。

【2. プロジェクトサイクル】

<プロジェクトサイクル全般>

Q2-1:	JCM のプロジェクトサイクル全体の流れについて教えてほしい。
A2-1:	JCM のプロジェクト実施からクレジット発行までに、プロジェクト参加者は以下のステップを行うことが必要です。 ●PIN の作成及び異議の有無の確認 プロジェクト参加者は、プロジェクト概要書(Project Idea Note: PIN)を作成し、JCM 事務局に提出します。提出された PIN は、JCM 事務局による記載内容の確認を経て、合同委員会に送付され、異議の有無を確認・決定します。決定内容について JCM 事務局からプロジェクト参加者へ通知されます。 ●方法論の開発 適用できる既存の承認済み方法論がない場合は、新たに方法論を開発し、合同委員会により承認される必要があります。なお、方法論の開発・承認は PIN 提出後または提出前に行うことも可能です。 ●PDD 等の作成および妥当性確認 プロジェクト参加者は、PDD 等を作成し、TPE 及び JCM 事務局に提出します。PDD 等には、プロジェクト計画書(PDD)の他に、モニタリングプランシート(MPS)、連絡方法宣誓書(MoC)、持続可能な開発の計画(SD-P)などが含まれます。また、PDD 作成にあたっては、ローカルステークホルダーコンサルテーション(LSC)を実施し、その結果を記載することが必要です。JCM 事務局に提出された PDD 等は、パブリック・インプットを経て、

	その結果が TPE に通知されます。 TPE は合同委員会から通知されたパブリック・インプットの結果も踏まえてプロジェクトの妥当性確認を行い、妥当性確認報告書をプロジェクト参加者に提出します。 ●プロジェクト登録 妥当性確認報告書を受け取ったプロジェクト参加者は、プロジェクト登録申請用紙を作成し、妥当性確認済みの PDD 等およびクレジット配分書と共に JCM 事務局に提出することによって、登録申請を行います。登録申請後、JCM 事務局が完全性確認を実施し、その結果がプロジェクト参加者に通知されます。その後、合同委員会によるプロジェクト登録の審査およびクレジット配分割合の決定が行われ、検討結果がプロジェクト参加者に通知されます。 ●モニタリングおよび検証 プロジェクト参加者は、モニタリング報告書等を作成し、TPE に提出します。モニタリング報告書等には、モニタリング報告書の他に、クレジット発行申請書、持続可能な開発の報告 (SD-R) などが含まれます。TPE は提出されたモニタリング報告書等に基づく排出削減量の検証を実施し、検証報告書をプロジェクト参加者に提出します。 ●クレジット発行 検証報告書の提出を受けたプロジェクト参加者は、クレジット発行に係る書類を作成し、JCM 事務局に提出します。その提出後、JCM 事務局が完全性確認を実施し、合同委員会はクレジット発行量の通知に関する決定を行います。クレジット発行量の結果は、プロジェクト参加者、TPE 及び両国政府に通知されます。その後、両国政府によりクレジットが発行され、合同委員会に通知されます。(※ クレジット配分の基本的な考え方については QA2-14 をご参照ください。)
--	--

Q2-2:	GHG 排出削減・吸収量の算定方法論の開発、MRV に対する支援はあるのか。
A2-2:	方法論の開発、PDD の作成、妥当性確認 (バリデーション)、モニタリングレポートの作成、検証 (ベリフィケーション) 等は、基本的に事業者が行う必要がありますが、政府の支援メニューが利用できる場合もあります。また、妥当性確認、検証を合同委員会で指定された第三者機関 (Third Party Entities: TPEs) に依頼することが必要です。方法論の承認、JCM プロジェクトの登録の手続きは日本政府と各パートナー国政府との間で設置される合同委員会が行います。また、クレジットの発行の手続きは各国政府が行います。 また、上記の日本国政府による支援を受ける場合は、その具体的な支援内容に応じた日本国政府へのクレジット配分についての調整が必要になる場合がありますのでご留意ください。

Q2-3:	JCM のプロジェクト参加者には日本の企業とパートナー国の企業の両方が必要か。パートナー国の企業のみもしくは、日本の企業のみがプロジェクト参加者となることはできるか。
A2-3:	JCM の要件としては、必ずしも日本企業の参加が条件ではありませんが、JCM は日本とパートナー国の二国間協力により実施されるという概念のもと、日本側が何らかの形で貢献し日本側にクレジットを移転することは前提です。なお、プロジェクト参加者でなければクレジットを原始取得することはできません。また、持続可能な開発の一環として、パートナー国企業・団体の関与は重要な視点となります。なお、政府による JCM 資金支援事業については、パートナー国側の共同事業者の参加が要件となる場合があります。

Q2-4:	JCM プロジェクトの提案に際して押さえるべきポイントは何か。
A2-4:	JCM プロジェクトの提案に際しては、プロジェクト実施についてパートナー国側にどのようなメリットがあるのか、また、なぜこのプロジェクトを JCM で実施する必要があるのかについてパートナー国政府の理解を醸成することが重要です。 パートナー国側へのメリットとしては、パートナー国の NDC に貢献や持続可能な開発への貢献に加えて、パートナー国においてまだ普及していない技術であることや地元企業

	の参画による経済波及効果、キャパシティビルディングを通じた長期的安定性への貢献等が考えられます。 一方で、JCM での実施必要性については、初期負担の重さ、事例の乏しさ、メンテナンスや体制構築等の難しさなどの課題がある中で、クレジットインセンティブ(政府支援の場合においては補助金)を原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、事業を実施できることの有効性を説明することが重要です。また、JCM プロジェクトから発行されるクレジットの配分は、パートナー国政府における JCM プロジェクトの実施の可否の検討に当たっての重要な要素であるため、資金面の貢献をベースに、クレジット発行までのプロセス実施(の費用負担)、技術・キャパシティ面の貢献、ステークホルダー調整や運用管理(O&M)などの事業ソフト面への貢献などをもとに、配分比率案を具体的に説明することが必要です。 プロジェクトの正式な提案に当たっては、これらの情報を PIN に記載した上で申請を行いますが、PIN の確認がより円滑に進むよう、提案内容について日本国政府やパートナー国政府と事前の相談を行うことが推奨されます。(PIN の内容については、QA2-5 をご参照ください。)
--	--

<PIN>

Q2-5:	JCM プロジェクトの事業概要 (Project Idea Note (PIN))に関する手続きを知りたい。
A2-5:	プロジェクト参加者は、プロジェクト概要書 (Project Idea Note: PIN)を作成し、日本政府指定 JCM 実施機構(JCM Implementation Agency: JCMA)に提出し、日本政府と事前協議を行います。事前協議が完了したものを JCM 事務局に提出します。提出された PIN は、JCM 事務局による記載内容の確認を経て、合同委員会に送付され、パートナー国側の異議の有無を確認・決定します。決定内容について JCM 事務局からプロジェクト参加者へ通知されます。(パートナー国政府又は日本政府からの照会等に対しては JCM 事務局を通じてプロジェクト参加者に、必要に応じて追加説明資料等の提出を求めることがあります。) PIN には、QA2-4 を踏まえつつ、日本およびパートナー国のプロジェクト参加者の情報、プロジェクト計画や想定 GHG 削減量・吸収量などの概要情報、投資額、クレジット配分案、プロジェクトへの貢献、などを記載します。 <関連する QA> ※QA2-14: 発行されたクレジットの配分はどのように決まるのでしょうか。 ※QA2-15: JCM クレジットの配分比率(=貢献価値の示し方)について、どのように算定するのが良いか。 ※QA2-16:『民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス』に記載のある“その他貢献”に関しては、どの様に記載すれば良いか。 なお、新たな JCM の実施ルール等が未承認のパートナー国もありますが、同様のプロセスに沿った手続きにしたがっていただいております。

<方法論、適格性、削減量評価>

Q2-6:	PIN を作成・提出する段階で、承認された方法論が必要となるのか。
A2-6:	提案する JCM プロジェクトへ適用する方法論が未承認または未確定でも PIN の作成・提出をすることが可能です。逆に、既に承認された方法論を適用する想定で PIN を作成・提出することも可能です。なお、PIN では適用する方法論について、既存の方法論または新たに開発する方法論を用いるかを記載する項目があります。PIN 作成・提出後に新たな方法論の開発を行う場合は、プロジェクト登録までに適用する方法論が合同委員会により承認されている必要があります。また、森林分野や CCS など、対象分野によっては分野別のガイドラインが策定される場合があり、その場合はガイドラインの採択後に、その内容を踏まえた方法論の承認およびプロジェクトの登録を行うことが可能となります。

Q2-7:	JCM 方法論における適格性要件とはなにか。
A2-7:	JCM の方法論における適格性要件とは、JCM プロジェクトとして登録可能なプロジェクト

	の要件、および当該方法論が適用できるプロジェクトの要件です。通常、各方法論には数個の要件が設定されており、プロジェクト参加者は PDD の作成の際に、これらの適格性要件を満たすことを示す必要があります。例えば、太陽光発電システムの方法論では、新たに太陽光発電システムを導入するプロジェクトであること、発電電力が系統電力を代替するかプロジェクトサイト内で自家消費されること、太陽光発電モジュールが一定の品質規格を満たすこと、モニタリング機器が導入されること、などが適格性要件として設定されています（注：パートナー国により同じ技術でも方法論が異なる場合があります）。
Q2-8:	方法論開発にあたって、プロジェクト参加者は支援を受けることができるか。
A2-8:	環境省、経済産業省、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）による事業を活用することができます。詳細は JCMA もしくは担当省庁にお問い合わせください。なお、これらの事業の実施は政府予算の成立状況によります。
Q2-9:	JCM プロジェクト実施における排出削減量や吸収量はどのように計算されるか。
A2-9:	一般的に、全体の削減効果のうち、方法論により保守的に設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分が JCM クレジットとして発行されます。リファレンス排出量はパートナー国の最新の NDC も考慮しつつ設定されます。JCM プロジェクトによる全体の削減・吸収量の効果（緩和成果：Mitigation Outcome）は BAU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分であり、JCM クレジットとして発行されない分と発行される分からなります。いずれもパートナー国と日本の NDC 達成に貢献するものです。 <用語> プロジェクト排出量：プロジェクトを実施した場合の排出量 BAU 排出量：プロジェクトを実施しなかった場合の排出量として仮定される値。ただし、農業分野などでは BAU 排出量を定めることが困難なケースがあり、その場合インベントリ排出量等、代替できる値を BAU 排出量とみなすことも可能です。 リファレンス排出量：プロジェクトを実施しなかった場合の排出量を該当方法論により保守的に算定した値
Q2-10:	既存の JCM 方法論において設定されているリファレンス排出量をそのまま適用していいか。また、プロジェクト実施期間中または将来的に変更される可能性はあるか。
A2-10:	プロジェクト参加者は、PDD 作成の際に、適用予定の方法論が承認日から 5 年以上経過している場合には、方法論ガイドラインに沿ってリファレンス排出量の妥当性を確認し、妥当性を有さない場合は方法論の改訂を行う必要があります。 また、更新可能なクレジット期間を選択したプロジェクトについては、クレジット期間の更新の際に、適用予定の方法論が承認日から 5 年以上経過している場合には、方法論ガイドラインに沿ってリファレンス排出量の妥当性を確認し、妥当性を有さない場合は方法論の改訂を行う必要があります。 なお、クレジット期間について 10 年間を選択した場合は、途中でリファレンス排出量の妥当性を確認する必要はありません。 <プロジェクト参加者による手続> 妥当性を有すると判断した場合：プロジェクト参加者は、妥当性評価の申請書（リファレンス排出量評価申請フォーム）および判断の根拠となる関連資料を、JCM 事務局を通じて合同委員会に提出する。 妥当性を有しないと判断した場合：プロジェクト参加者は、方法論の改訂申請書および方法論の改訂案を、JCM 事務局を通じて合同委員会に提出する。 なお、個別の方法論においてリファレンス排出量の更新が要求されている場合は、その内容に従ってください。 JCM の方法論ではリファレンス排出量は BAU 排出量よりも低く設定することが必要ですが、既存の方法論の開発・承認時から時間の経過に伴い、当初の想定よりもパートナー国における BAU 排出量が低下し、それに伴ってリファレンス排出量も再設定しなければ

	ならない場合があります。例えば、技術革新による製品のエネルギー効率の向上や電力系統における再生可能エネルギーの増加による電力 CO2 排出係数の低下などが挙げられます。方法論改訂の必要性を検討する際は、適宜、方法論や MRV の専門家または JCMA に相談してください。
--	--

<PDD、Validation>

Q2-11:	JCM の方法論開発手続及びプロジェクト登録・クレジット発行手続においてどのような費用が発生するのか。
A2-11:	JCM 方法論、JCM プロジェクト登録、JCM クレジット発行の合同委員会への申請・承認の手続について手数料等は発生しません。TPE(第三者機関)が実施する JCM プロジェクトの妥当性確認及びモニタリング内容の検証のために費用が発生します。また、JCM 登録簿における口座開設や JCM クレジットの振替(移転)には手数料が発生します(詳細は QA4-4 をご参照ください)。なお、事業者が利用可能な方法論の開発や妥当性確認および検証費用への支援がありますので、JCMA までご相談ください。 パートナー国によっては登録の費用等が発生する場合がありますので、各国の状況の詳細については指定法人にお問い合わせください。

<クレジット発行>

Q2-12:	クレジット申請の対象となる GHG 排出削減・吸収期間はどのように決めれば良いか。
A2-12:	新しい JCM ルール・ガイドラインが採択されたパートナー国においては、プロジェクト参加者は、クレジット発行期間について、固定の 10 年間または最大 2 回の更新可能な 5 年間(最長で 5 年間×3=15 年)のどちらかを選択できます。(ただし、JCM 資金支援事業においては交付規定等に基づきクレジット発行期間が指定される場合があります。)更新可能なクレジット発行期間を選択し、更新を行う際には、方法論の改訂が必要となる場合があります。(※方法論の改訂については、QA2-10 をご参照ください。)そのため、一般的には、更新可能なクレジット発行期間を選択することで、より長期のクレジット発行(最長 15 年間)を見込めることがメリットとなりますが、リファレンス排出量の改訂が必要となった場合には、当初よりもクレジット発行量が減少する可能性があります。なお、森林分野などの特定分野では、クレジット発行期間が異なる場合があることにご留意ください。 一方、JCM ルール・ガイドラインが更新されていない国については、以下のとおりです。“事業実施期間”、または“JCM が有効な期間”のいずれか短い方となり得ます。事業実施期間は、JCM プロジェクト形成に対する資金支援事業のうち JCM 設備補助事業(環境省)では法定耐用年数でしたが、民間資金を活用した JCM プロジェクトでは、プロジェクト参加者が期間を決めることが出来ます。ただし、日本政府もしくはパートナー国の方針や NDC によっては、プロジェクト分野や期間が決まっている可能性がありますので、個々に確認することが必要です。

Q2-13:	JCM クレジットはモニタリングを経て、毎年 1 回の頻度で発行されることになるのか。
A2-13:	プロジェクト参加者が実施すべき検証やクレジット発行申請の頻度は定められていません。通常は検証費用を考慮して複数年分をまとめて検証を受けて発行申請することが想定されますが、毎年 1 回検証を受けて発行申請することも可能です。なお、政府の JCM 資金支援事業については、プロジェクト参加者がクレジット発行をすべき時期や回数が定められています。

<クレジット配分>

Q2-14:	発行されたクレジットの配分はどのように決まるのか。
A2-14:	JCM では日本政府および日本のプロジェクト参加者による GHG 削減・吸収への貢献に応じて、日本へ JCM クレジットが配分されます。 日本が獲得するクレジット量は、JCM プロジェクトの実施により実現する緩和成果である

	総排出削減・吸収量に対する日本の貢献の度合いに応じて発行されます。相手国が獲得するクレジット量は、JCM クレジット総量(プロジェクト排出量とリファレンス排出量の差)のうち、日本が獲得するクレジット量を除いた量になります。 具体的なクレジットの発行量やその前提となる日本の貢献度合いについては、JCM プロジェクトの事業概要(Project Idea Note for JCM Project: PIN)や事業計画書(Project Design Document PDD)に記載し、両国政府の確認を得て合同委員会にて承認することになります。その後、事業実施中・実施後に、第三者機関(TPE)による緩和成果の検証(Verification)を得て、クレジット発行量を確定し、発行します。
--	---

Q2-15:	JCM クレジットの配分比率(=貢献価値の示し方)について、どのように算定するのが良いか。
A2-15:	JCM クレジットの配分比率は、日本側とパートナー国側のそれぞれの JCM プロジェクトへの貢献を考慮して決定されます。プロジェクト参加者は、PIN において具体的なクレジット配分比率案を、その根拠に基づいて合同委員会に提案することが必要です。主な根拠としては、総事業費における資金貢献の割合などが想定されますが、先進的な技術の提供など資金以外の貢献についても、クレジット配分に反映させることが認められる可能性があります。(資金以外のその他貢献の考え方については QA2-16 を参照ください。) また、JCM プロジェクトの実現および収益性の確保におけるクレジット配分の必要性も、クレジット配分の根拠として考慮される可能性があります。なお、実際のクレジット配分はプロジェクト登録時に PDD と共に提出されるクレジット配分書により決定されます。(※クレジット配分の基本的な考え方については、QA2-14 をご参照ください。)

Q2-16:	クレジット配分の根拠として、資金面以外の貢献としては何が考えられるか。
A2-16:	プロジェクトの実現に貢献する要素としては、クレジット発行までのプロセス実施(の費用負担)、先進的な技術の提供、優れた運用・管理の知見共有、運用・維持等に係る人材の育成や能力向上、事業にかかる雇用創出、地域・国の経済社会の活性化への貢献(例えば農業であれば小規模農家の所得向上等の持続可能な農業の推進への貢献)、事業化に向けたステークホルダー間の合意形成、O&M などの事業ソフト面への貢献などが考えられます。また、プロジェクトにより実現する貢献としては、パートナー国の NDC に対する貢献、SDGs への貢献やその他コベネフィット、エネルギー需給の安定化、技術導入・投資の促進等が考えられます。

【3. パリ協定第 6 条対応】

＜二重計上回避＞

Q3-1:	JCM プロジェクトを実施している再生可能エネルギー発電設備を、I-REC 等の再生可能エネルギー証書の制度において設備登録し、証書を発行することは可能か。
A3-1:	JCM クレジットと再生可能エネルギー証書を二重で発行することはできません。なお、再生可能エネルギー証書制度によっては、JCM などのカーボン・クレジット制度と二重で設備登録することを認めている場合もありますが、同じ発電量に対して二重にクレジットと証書を発行することはできません。個別制度において認められる設備の二重登録および証書発行の詳細については、各制度での要件等を確認してください。 また、再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度(FIT)を活用する事業については、再生可能エネルギーとしての環境価値がプロジェクト参加者に帰属する場合においてのみ、JCM プロジェクトとして登録することが可能です。環境価値の帰属先については、各制度や電力調達契約(PPA)における規定を確認してください。

【4. クレジット発行後の活用】

Q4-1:	JCM クレジットは何に利用できるのか。
A4-1:	日本国内での JCM クレジットは、以下の用途への使用が可能です。 ① 無効化※することによる、温室効果ガス算定報告公表 (SHK) 制度における調整後排出量の報告 (ただし、2020 年 12 月 31 日以前に実現した排出削減・吸収を対象とした JCM クレジットについては、2025 年 3 月 31 日までに PDD のパブリックコメントを開始したプロジェクト由来であることを条件として活用可能であり、その場合は JCM クレジットの取消しにより活用できます。) ② 無効化することによるカーボン・オフセット及びその他への活用 ③ 取消し※することによる、CORSIA 等国際的な排出削減制度における活用 (ただし、当該制度の実施主体により活用が認められた JCM クレジットに限られ、現状では該当する JCM クレジットはありません。) ④ ③を除く、取消しすることによるカーボン・オフセット及びその他への活用 ※無効化: 自らの GHG 排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること ※取消し: JCM クレジットを取消口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること 上記に加えて、JCM クレジットは、2023 年から 2025 年度にかけて実施されている GX-ETS 第 1 フェーズにおける適格カーボン・クレジットとなっており、2026 年度から開始される排出量取引制度における排出量実績の報告において使用可能となる予定です。また、パートナー国での JCM クレジットの用途については、各パートナー国の関連制度やガイドラインに従ってください。

Q4-2:	地球温暖化対策推進法の令和 6 年改正により、JCM クレジットを指す「国際協力排出削減量」が規定されたが、この改正により事業者による JCM クレジットの用途や税務・会計上の取扱いに変更は生じないか。
A4-2:	地球温暖化対策推進法の令和 6 年改正後も、これまでと同様に JCM クレジットの使用が可能であり、税務・会計上の取扱いにも変更は生じません。 (※JCM クレジットの用途については、QA4-1 を参照ください。) (※JCM クレジットの税務・会計上の取扱いについては、QA4-6 を参照ください。)

Q4-3:	JCM クレジットの取引はどのように行えるか。
A4-3:	現状、JCM クレジットは、JCM クレジットの保有者または販売仲介者とクレジットの購入者との間の相対取引によってのみ取引が可能です (将来的に国内市場ができる際には、取引所取引も想定されます)。取引された JCM クレジットは、原則として、JCM 登録簿において、JCM クレジットの保有者の口座からクレジットの購入者の口座に移転されます (取引形態によっては、販売仲介者の口座を介して取引することも想定されます)。日本国内におけるクレジット取引の手続については JCM 登録簿ウェブサイトをご参照ください。なお、日本とパートナー国またはそれ以外の国との間での JCM クレジットの国際取引・移転はできません。

Q4-4:	JCM クレジットを取引するための手続について教えてほしい。
A4-4:	クレジットを販売または購入するためには、JCM 登録簿に法人等保有口座を開設する必要があります。JCM プロジェクト参加者に限らず、法人 (内国法人・外国法人) は日本政府が設置した JCM 登録簿に口座を開設可能です。JCM 登録簿に開設された各法人等保有口座間で JCM クレジットの振替 (移転) を行うことができます。 口座開設の手数料は 14,400 円で、開設に要する日数は目安として 2 週間程度です。また、クレジットの振替の手数料は 2,500 円、口座の記録事項を証明する書面交付の手数料は 1,200 円です。口座開設等に関する手続や、口座保有者、各口座のクレジットに関する

	る情報は JCMA のウェブサイトをご参照確認ください。
Q4-5:	J-クレジットの取引価格に関する情報は見つかりますが、JCM クレジットの価格水準が分かる資料はあるか。
A4-5:	JCM クレジットの価格水準を示す統計はありません。J-クレジット制度については、政府保有クレジットの入札販売および東京証券取引所が運営するカーボン・クレジット市場での取引所取引が行われており、それらに関する取引価格情報が公開されています。現状、JCM クレジットについては相対取引によってのみ取引可能であるため、JCM 制度運営者である日本政府は取引価格を把握していません。
Q4-6:	JCM クレジットを保有・取引する際の会計・税務上の取扱いについて教えてほしい。
A4-6:	事業者が JCM クレジットを保有する場合は、資産として管理し、会計処理として資産計上が必要となります。また、売買で利益又は損失が出た場合、益金又は損金計上する必要があります。 税務上の取扱いについて、事業者が保有する JCM クレジットを無効化する場合、原則として、JCM クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金の額として損金の額に算入します。また、JCM クレジット取引は消費税の課税対象となります。 JCM クレジットの税務・会計上の取扱いの詳細については、「JCM クレジットの取引に係る税務上の取扱いについて(照会)」をご参照ください。 https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/160701/01.htm
Q4-7:	JCM クレジットを、SBT(Science Based Target)、RE100、CDP などの国際的なイニシアティブに活用することはできるか。
A4-7:	原則として、GHG プロトコルに基づく GHG 排出量の目標設定や報告の仕組みでは、JCM を含むカーボン・クレジットを短期的な削減目標の達成等のために活用することを認めていません。ただし、これらの制度のルールが変更されたり、各制度により詳細の扱いが異なる場合もありますので、各制度の最新情報をご確認ください。

以上